

# 東北高等学ゴルフ連盟競技規程

## 第 1 章【 総 則 】

第 1 条 本規定は、本連盟の主催する全ての競技に対して適用する。

但し、本規定は本連盟主催競技に対する適用を主旨とし、ルール上は日本ゴルフ協会制定（JGA）の競技規則及び競技特別規則に依る。

第 2 条 大会役員及び委員は、会長が委嘱する。

第 3 条 主管競技の日程は、事務局が作成し理事会に於いて決定する。

## 第 2 章【 競技者 】

第 4 条 競技会への参加資格

- (1) 本連盟へ登録した加盟校の部員で部員登録を済ませた者
- (2) 個人加盟で登録を済ませた者
- (3) 本連盟会長の特別承認を得た者
- (4) 上記(1)(2)に該当し、かつ本連盟の主催する研修会に参加し、出場を許可されたもの。

第 5 条 競技者の義務

- (1) 各競技会とも大会運営委員及び競技委員の指示に従うこと。
- (2) エチケット及びルール等、競技上のあらゆる規程を熟知し且つ厳守する。
- (3) プレーは、迅速に行うよう努めること。
- (4) 服装は、日本高等学校ゴルフ連盟ユニフォーム規定に順ずる。
- (5) 常にスポーツマンとして、言動に注意しなければならない。
- (6) 正当な理由無く 1 ホール以上遅れた場合、罰打を与える事がある。
- (7) ルールブック、競技の条件・ローカルルール、埋土袋、スコップは常に携帯しプレーすること。
- (8) 正当な理由無くアピアー（受付）に遅れた者は失格とする。

第 6 条 大会参加申し込みの方法

- (1) 定められた方法にて所属校の承認印を押印、個人加盟者は親権者の押印をして申し込むこと。
- (2) やむを得ぬ事情のため出場を取消す場合は、大会事務局に申し出ること。  
競技会当日の欠席の場合は、大会本部に申し出ること。
- (3) 参加申し込み後、正当な理由無く出場せざる者は、以後、一定期間の出場停止処分を与える。

## 第 3 章【 競技会及び運営 】

第 7 条 本連盟主催及び共催の競技は、次のとおりとする。

- |                          |        |
|--------------------------|--------|
| (1) 東北高等学校／中学校ゴルフ選手権大会   | 男女個人戦  |
| (2) 全国高等学校ゴルフ選手権大会東北予選大会 | 男女個人戦  |
| (3) 全国高等学校ゴルフ選手権大会東北予選   | 男女団体予選 |
| (3) 全国高等学校ゴルフ選手権秋季東北予選大会 | 男女個人戦  |

第 8 条 大会参加には、顧問及び父母等による責任ある引率を原則とする。

第 9 条 故意によるルール違反や学生としてあるまじき行為があった場合、参加及び出場の停止、プレーの即時停止とする場合がある。

2、懲罰に関する規程については、別にこれを定める。

第 10 条 本連盟登録者は、保険に加入し万全の備えを行ない競技に参加すること。大会中に起きた全ての事故に対し、連盟及び主催者は一切の責任を負わないものとする。

# 東北高等学校ゴルフ連盟競技規程

## 懲罰に関する内規

- 1、故意によるスコアの不正申告は、原則として除名処分とする。  
当該所属校については一定期間、競技会への出場を停止させることがある。  
処分の解除に当たっては、当該校の顧問より書面を以って理事会に願い出て承認を得ることを要す。
- 2、個人加盟者に対する処分は、所属校を同じくする他の個人加盟者には及ばない。  
処分の解除に当たっては、所属校の承認を得た上で、親権者又は後見人より書面を以って理事会に願い出て承認を得ることを要す。
- 3、飲酒並びに喫煙、その他学生としてあるまじき行為が競技会等で発覚した場合、当事者はプレー即時停止の上競技失格とし、当該大会の記録を抹消する。  
なお、当事者のその後の処分は当該校の顧問に報告の上、当該校の校則に委ねることを原則とするが、一定期間の出場停止処分を与える場合もある。
- 4、個人加盟者に学生としてあるまじき行為があった場合は、親権者並びに所属学校へ報告し当該者の処分を委ねることを原則とするが、一定期間の出場停止処分を与える場合もある。
- 5、他団体が主催主管する競技会であっても、不正やあるまじき行為が発覚した場合は本規定を適用する。
- 6、中学生に関する懲罰は、本規定を原則適用とする。

## 登録に関して

- 1、学校登録及び部員登録期限 : ①平成29年5月20日迄 継続は1期間  
②新規登録は随時受付 継続は登録年度末迄  
③学校登録費(1校) 10,000円  
④部員登録費(1名) 1,000円
  
- 2、高校/中学の個人登録期限 : ①平成30年5月20日迄 継続は1期間  
②新規登録は随時受付 継続は登録年度末迄  
③個人登録費(高校) 1,000円  
(中学) 無料(下記6参照)
  
- 3、登録する学校・個人は、日本高等学校ゴルフ連盟及び東北高等学校ゴルフ連盟主催の各大会に出場するために、年1回開催する研修会に出席し、出場を許可された者に出場資格を与える。
  
- 4、新規加盟の意志を持つ学校及び個人は、本連盟事務局までご連絡ください。入会についてご説明します。
  
- 5、学校登録は、加盟申請書・部員名簿、費用計算表・同意書を、個人登録は個人加盟申請書・在学証明書・同意書の提出と定められた登録料の納付及びJGAジュニア会員加入確認、保険加入の確認後、初めて有効となる。
  
- 6、中学生の登録は個人加盟申請書・在学証明書・同意書の提出とJGAジュニア会員加入確認、保険加入の確認後、年1回開催する研修会に出席し、出場を許可されて初めて有効となる。登録料については、暫定的に徴収しない。
  
- 7、本連盟に登録した者は、JGAジュニア会員に入会することを奨励する。
  - (1) 入会費 : 1,000円(初回のみ)
  - (2) 年会費 : 1,000円(一期継続)
  - (2) 申込先 : 東北ゴルフ連盟(TGA) 代表022-225-5236
  
- 8、本連盟登録者は、保険に加入し万全の備えを行ない競技に参加すること。  
大会中に起きた全ての事故に対し、連盟及び主催者は一切の責任を負えません。

平成26年12月20日 部員登録費(1名)、個人登録費(高校)の変更